



河川敷に悪質な不法投棄(タイヤ)を発見しました。
～カメラ録画による監視を強化し、
警察と協力して、原因者特定に努めます。～

12月25日(金)、福島市佐倉下橋本北地先(荒川右岸)でタイヤ(11本)の投棄を発見しました。
警察と協議し警告看板の設置とカメラ録画による監視を強化します。

- 発見日時 12月25日(金) 11時20分頃
(河川巡視にて発見)
- 発見場所 福島市佐倉下橋本北地内
(荒川右岸：東北自動車道福島荒川橋右岸上流)
- 投棄物品 タイヤ11本
- 現地立会 福島警察署 12月25日(金)に実施
- 投棄防止対策 監視カメラによる監視の強化及び不法投棄の情報提供看板の設置。
- その他 12月23日の巡視では不法投棄は確認されませんでした。

今後も、河川巡視等により発見した悪質な違法行為に対しては、
関係機関と協力し、原因者の特定に努めていきます。

※不法投棄は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処せられる場合があります。

- ◆「河川法」・・・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ◆「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」・・・5年以下の懲役又は1000万以下の罰金(法人等の場合は3億円以下の罰金)

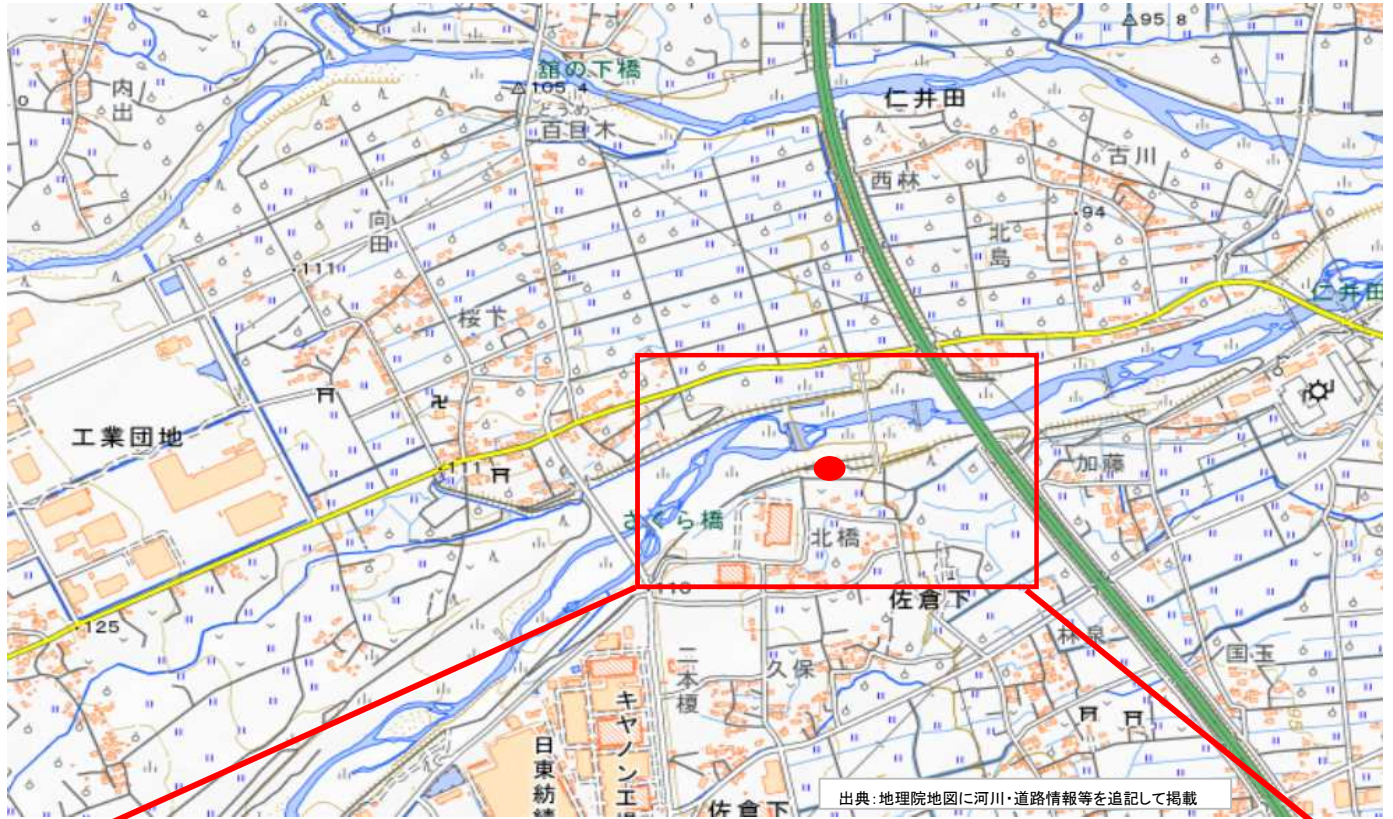
<<発表記者会：福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ>>

【問い合わせ先】

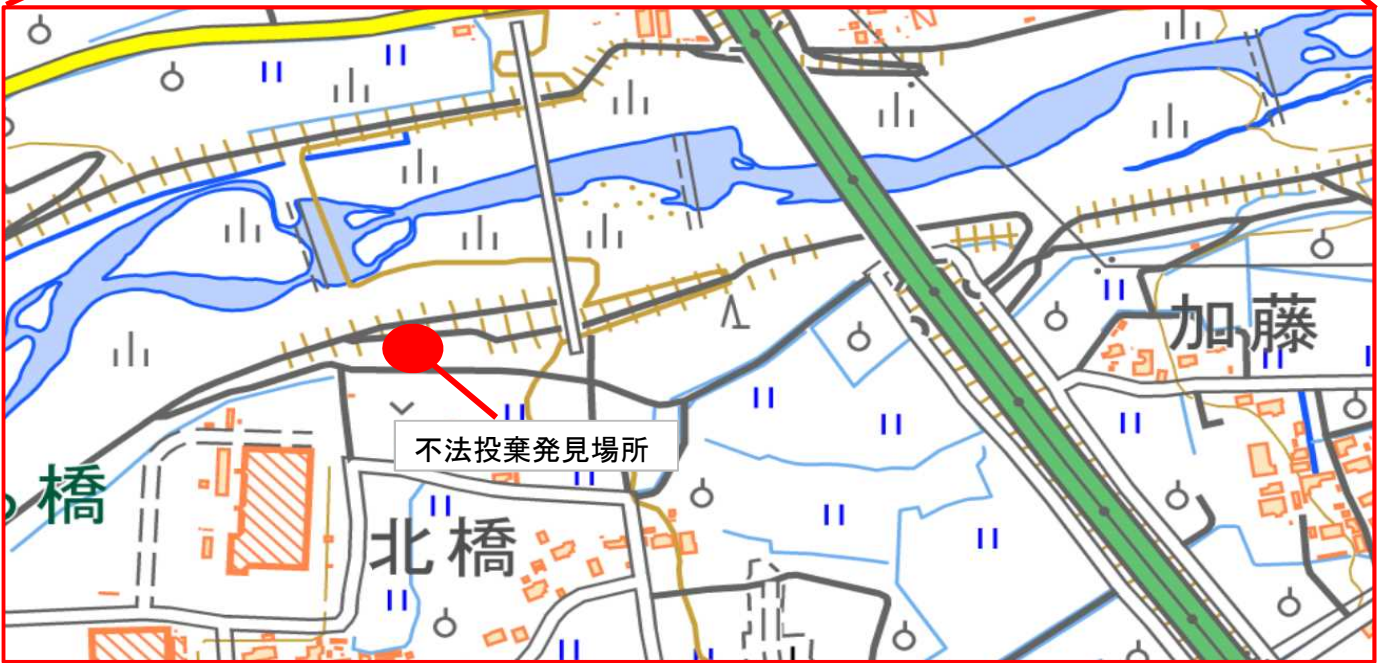
国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所
福島県福島市黒岩字榎平36 TEL 024-546-4331 (代表)

河川管理課長 たかはし 高橋 たかし 隆 (内線331)
伏黒出張所長 きくち 菊池 よしゆき 義幸 TEL 024-583-3233

不法投棄位置図(福島市佐倉下橋本北地内)



出典: 地理院地図に河川・道路情報等を追記して掲載



不法投棄状況(タイヤ11本)

